



# 1

## 議事1) 経過報告

まちづくり協定地区連絡協議会設立（平成22年10月19日）以降において協定締結及び変更締結された下記の3地区について報告されました。

### 1. 相合谷町地区土地利用協定の締結

自然環境を保全し、周囲の景観に調和した土地利用を図るとともに、辰巳ダム周辺の景観形成についても地域が一体となって推進することを方針として平成22年11月5日に締結されました。

### 2. 泉野町1丁目泉工会地区まちづくり協定の変更締結

石川県有地の売却に伴い、良好な住環境を維持、保全するため平成23年10月17日に区域の追加が行われました。また、建築を禁止する用途として、共同住宅、寄宿舍及び暴力団事務所が追加されました。

### 3. 問屋町地区まちづくり協定の変更締結

土地区画整理事業中の副都心北部直江地区地区計画の決定に伴い、地区計画と協定地区が重複する一部の区域について平成24年2月2日に協定地区の除外が行われました。

# 2

## 議事2) まちづくり条例の改正について

まちづくり条例（※1）において、これまでの届出対象である開発事業の規模や建築物の高さの要件に加えて、新たに「良好な近隣関係の形成や適正な土地利用の確保に影響を与えるおそれのある建物用途や土地利用等」についても届出対象とする条例改正の内容について報告されました。

なお、本改正条例は平成24年7月1日に施行されます。

### 【追加される届出対象施設等】

- ①畜舎、葬儀場、ペット霊園
- ②風営法第2条第1項第7号及び第8号に掲げる営業の用に供する建築物（※2）
- ③深夜に営業する集客施設（※3）

（②及び③については、市街化区域の住居系用途地域及び市街化区域以外の区域に限る）

※1：まちづくり条例は、市街化区域における「金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例」と、市街化区域以外の区域における「金沢市における土地利用の適正化に関する条例」の略称（平成12年7月1日施行）

※2：まあじゃん店、ぱちんこ店、ゲームセンターなど

※3：午前0時～日出時までの間に、通常の営業を営む物品販売業を営む店舗、飲食店、遊技場など

# 3

## 講演) 間違いだらけのまちづくり

総会の後、「間違いだらけのまちづくり」というテーマで、谷明彦金沢工業大学教授による講演が行われました。



講演では、どのようにまちづくりを進めていくことが有効であるか等について、谷先生ご自身の体験談を交えながらご講演いただきました。

### ・・・谷明彦先生の経歴・・・

平成 10 年 金沢工業大学教授就任

輪島市黒島地区、加賀市橋立地区及び白山市白峰地区において、地域住民の方々と協働のまちづくりを実施

### まちづくり十か条

1. 目的はまちの永続的活性化
2. 建物や道路は目的ではない
3. 観光客を呼ぶためではない
4. 手段が正しいか常に考える
5. コストと効果を常に考える
6. 住民が主体的に行えること
7. 専門家の言う通りにしない
8. 一過性のイベントにしない
9. 地域の資源・物産を活かす
10. 住民が楽しみそれを伝える

「当日配布資料より」

### ・・・講演内容・・・

#### 【よくあるまちづくりの間違い】

- |                       |                  |
|-----------------------|------------------|
| 1. 箱物・筋物を中心に整備することである | (箱物・筋物を造ることではない) |
| 2. 専門家に依頼し、任せて行うものである | (巷にはにわか専門家が多い)   |
| 3. 大勢を集めるイベントを行うことである | (一過性のイベントではない)   |
| 4. アートやB級グルメを広めることである | (安易にブームに頼る傾向あり)  |

#### 【まちづくりに必要な戦略】

- |                       |              |
|-----------------------|--------------|
| 1. 最終目標と到達の道程を持つ必要がある | (まちづくりのプロセス) |
| 2. 持続的なプロセスでなければならない  | (継続的なまちづくり)  |
| 3. 住民・行政・専門の三者が役割分担する | (三者の協働)      |
| 4. 具体的な活動のイメージを共有化する  | (最終イメージの共有)  |

# 4

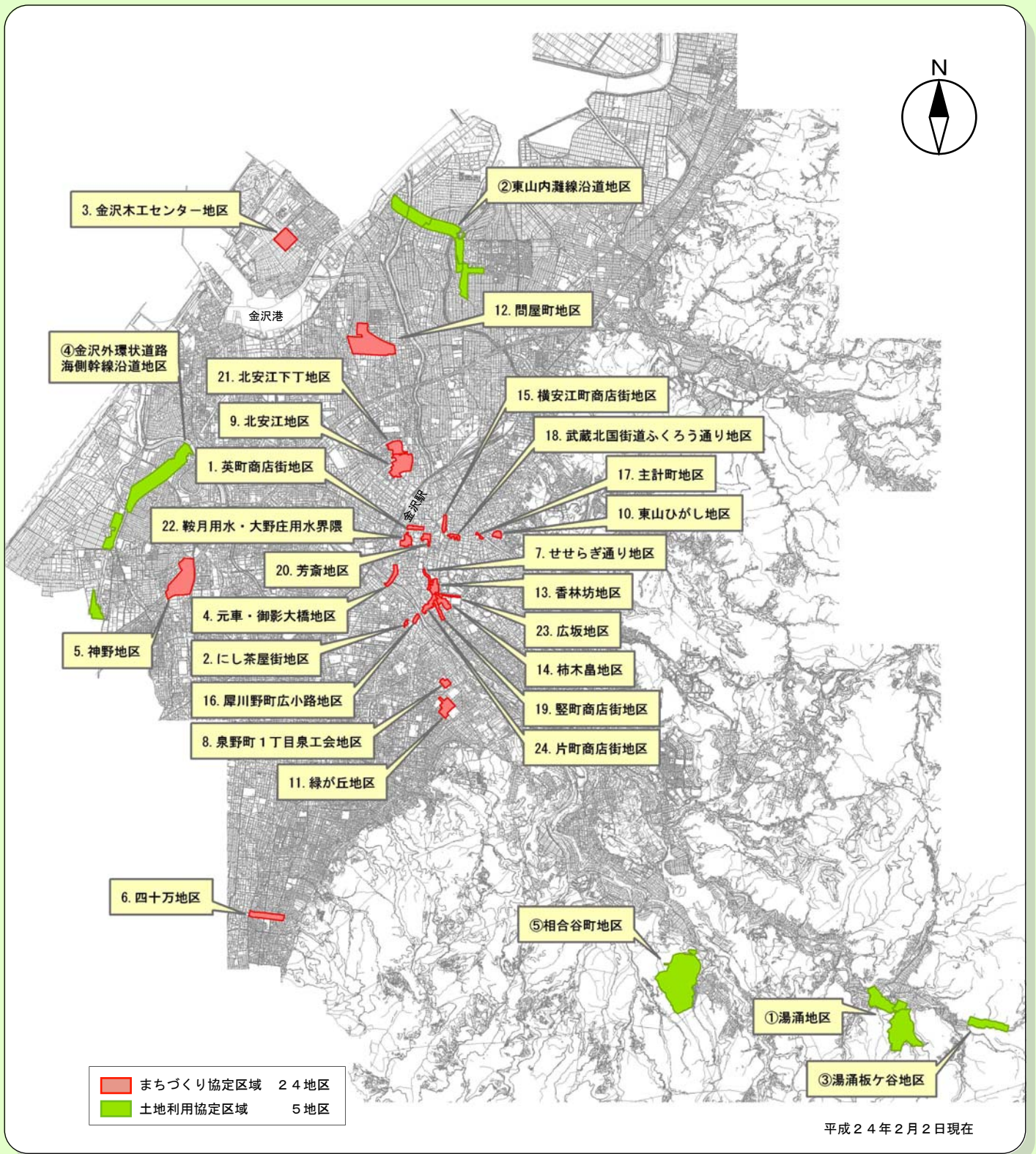
## 今後の予定

平成24年度 第3回まちづくり協定地区連絡協議会の開催





# 金沢市内のまちづくり協定締結区域図



問い合わせ先

金沢市まちづくり協定地区連絡協議会 事務局  
 (金沢市役所 都市整備局 都市計画課)  
 〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号  
 TEL ▶ 076-220-2353 (直通) FAX ▶ 076-222-5119  
 ホームページ ▶ <http://www4.city.kanazawa.lg.jp>  
 E-mail ▶ [tokei@city.kanazawa.lg.jp](mailto:tokei@city.kanazawa.lg.jp)